

○国家公安委員会規則第十四号

古物営業法（昭和二十四年法律第百八号）第十五条第二項第一号の規定に基づき、古物営業法施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年八月二十日

国家公安委員会委員長 坂井 学

古物営業法施行規則の一部を改正する規則

古物営業法施行規則（平成七年国家公安委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する複数の規定を記号により一括して標記した箇所を含む。）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
(確認等の義務を免除する古物等) 第十六条 「略」 2 法第十五条第二項第一号の国家公安委員会規則で定める古物は、次の各号に該当する古物とする。 一 「略」 二 エアコンディショナーの室外ユニット及び電気温水機器のヒートポンプ 三・四 「略」 五 電線 六 グレーチング（金属製のものに限る。） 七 「略」	(確認等の義務を免除する古物等) 第十六条 「同上」 2 法第十五条第二項第一号の国家公安委員会規則で定める古物は、次の各号に該当する古物とする。 一 「同上」 「号を加える。」 二・三 「同上」 「号を加える。」 「号を加える。」 四 「同上」
備考 表中の「」の記載は注記である。	

附 則

この規則は、令和七年十月一日から施行する。